世界金融危機後，「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが，「高齢者世帯」は増加傾向にある。


■ 世帯類型別の構成割合の推移


$$
\text { ※ 高齢者世帯の } 92.5 \% \text { が単身世帯 (令和 } 4 \text { 年 } 12 \text { ) ) }
$$

注：世帯数は各年度の1 か月平均であり，保護停止中の世帯は含まない。
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労衝省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和 4 年 12 月分は速報値）

## 世帯類型の定義

－高齢者世帯 ：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は，男65歳以上，女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か，これらに18歳未満の者が加わった世帯 －子世世帯：死別•離別•生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は，18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子死別•離別•生死不明及ひ未婚等により含む。）のみで構成されている世帯

- 障害者世帯 $\quad \begin{aligned} & \text { を含む。）の帯主が障害者加算を成を受けているいるか，障害•知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯 }\end{aligned}$
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか，在宅患者加算を受けている世帯，若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

## 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



## 生活保護受給者に対する就労支援施策について



| 事書対象皆 | 参加皆 | 参加率 |
| :---: | :---: | :---: |
| 191，506人 | 93，181人 | 48．7\％ |
|  | 就労増收皆 | 就龸増収率 |
|  | 32，097人 | 34．4\％ |

改革工程表KPI（達成時期：2025年度まで）
事業に参加可能な者の参加率

## 65\％

事業参加者のうち就労増収者の占める割合 $50 \%$
【内訳】 ※ 重複して支援を受けているものも含めて計上 ○生活保護受給者等就労自立促進事業
（参 加 者） 46,288 人
（就労増収者） $25,811 人(55.8 \%) ~$ ○被保護者就労支援事業
（参 加 者） 65,854 人 （就労増収者） 18,202 人（ $27.6 \%$ ） ○被保護者就労準備支援事業

$$
\text { (参 加 者) } 6.850 \text { 人 }
$$

$$
\begin{array}{lr}
\text { (参 加 者) } & 6.850 人 \\
\text { (就労増収者) } & 918 \text { 人 (13.4\%) }
\end{array}
$$

○その他自治体の独自事業 （参 加 者） 3,452 人 （就労増収者）$\quad 926$ 人（ $26.8 \%$ ）
就労•自立インセンティブの強化

## 就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積 み立て，保謢廃止時に支給するもの】
（上限 単身世帯 10 万円 多人数世帯 15 万円）

## 勤学陉除

【就労収入から一定額を控除し，収入の一部を手元 に残す制度】
（最低控除額 15，000円）

## 就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動 に必要な経費の一部を支給するもの】
（月5，000円 原則6ヶ月以内）

## 就労文援事業の実施状況の地域差

○ 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると，最も高い県と低い県との間には約60ポイントの差がある。
○ 就労支援事業を通じた就労•増収率を都道府県別に見ると，最も高い県と低い県との間には約32ポイントの差がある。


[^0]
[^0]:    就労支援事業への参加率－就労支援事業を通じた就労•増収率

